

「予防行政のあり方に関する検討会」における「予防行政のあり方について（中間報告）」の取りまとめ

消防庁では、防火対象物の大規模化・高層化や社会情勢の変化等を踏まえ、防火対象物の安全管理や危機対応のあり方について制度全般の見直しを検討することを目的として、本年7月より「予防行政のあり方に関する検討会」を設置し、防火対象物の火災予防対策について幅広く検討を行っているところです。

この度、これまでの議論の整理を行うため、中間報告が取りまとめられましたので、別添のとおり公表いたします。

中間報告においては、大規模地震等に対応した自衛消防力の確保を図るため、現状における主な課題と対応の考え方をお示したところです。

本検討会においては、今後とも最終報告に向けた議論を進めてまいります。

[添付資料]

- [1 予防行政のあり方について（中間報告・ポイント）](#)
- [2 参考資料](#)
- [3 予防行政のあり方について（中間報告）](#)

[その他]

最終報告については、今年度を目途に取りまとめる予定です。

(連絡担当者)

総務省消防庁予防課 渡辺、坂倉

TEL 03 - 5253 - 7523

FAX 03 - 5253 - 7533